

認証の手順（2007.1）改訂部分は_____で示す

1. 薬剤師に対する各種認定制度等事業の実施母体は、薬剤師認定事業評価基準に則り、薬剤師認定制度認証機構（以下本機構）の認証を受けることができる。
2. 本機構が認証の対象とする認定制度の種類は以下の通りである。
 - ① 生涯研修認定制度：薬剤師職能の向上を目的とする各種の研修（講義、実習、遠隔研修など）を企画、実施、および評価し、成果に対して単位を給付する制度、および、一定水準の生涯研修の記録に基づき成果の認定を行う制度。実施母体を生涯研修プロバイダーと呼ぶ。
 - ② 特定領域認定制度：薬剤師の職能を高めるために、生涯研修の中で焦点を絞って、特定の分野・領域について適切に計画された学習を修めた成果を認定する制度。実施母体は原則として生涯研修プロバイダーである。
 - ③ 専門薬剤師認定制度：特定の疾患、診療科あるいは特定患者等を対象に、薬学的専門知識を生かして保健、医療(特にチーム医療)、福祉に貢献できる能力を保証し、専門薬剤師として認定を行う制度
 - ④ その他の薬剤師認定制度：特定の能力・適性を持つ薬剤師を認定する制度で、上記の各制度に該当しないもの。
3. 認証を希望する実施母体は、定められた申請書様式に沿い、「認証申請の指針」を参照して申請書を作成し、評価に必要な資料添付の上本機構に提出する。なお、申請に到る過程で必要な助言、指導等は本機構により随時行われる。
4. 認証の申請に基づき、本機構理事長が薬剤師認定制度委員の中から評価委員を選ぶ。評価委員は、実施母体より提出された資料を基に、実施母体ならびに当該母体の実施する認定制度について、薬剤師認定事業評価基準に従い評価を行い、評価報告書を作成する。
5. 評価委員により、実施母体あるいは認定制度に関して、基準に照らして補足あるいは修正の指摘のある場合には、当該母体あるいは制度に対して修正・補充を求める。
6. 評価委員による評価、あるいは必要に応じて申請者の回答についての再評価の終了後、理事長が総括報告書を作成し、理事会において審議し、基準に適合すると認められた場合には実施母体及び当該認定制度を認証し認証状を発行する。
7. 基準への適合の評価に際しては、各認定制度の特色を勘案し総合的に判定する。評価に際してはヒヤリングあるいは現場視察を行うこともある。

8. 既に認証を受けた実施母体が、新たな認定制度を行う場合には当該制度に関する評価のみを行い、適合する場合には認証する。
9. 第2項①に示す生涯研修プロバイダーとして、研修の企画、実施、評価、および単位の給付までを行ない、認定事業を他の既に認証を受けた機関に依存する形式も可能である。申し出により本機構は適宜調整を行なう。
10. 認定証の発給は原則として実施母体が行う。
11. 認証時に提出されている各種必要資料の内容に変更の生じた場合には遅滞無く本機構に届け出ることとする。
12. 認定制度の認証は、初回は3年後に更新し、その後6年ごとに更新する。更新に際しては実施母体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。
13. 認定制度の認証、事前の助言指導、現場視察等に関して必要な経費、および認証後の年会費は、個別認定制度ごとに、別に定められた「認証に関わる経費」に従い、賛助社員会費として実施母体が本機構に支払うものとする。
14. 本機構により認証された薬剤師認定制度は、制度の説明書、研修の案内書、認定証その他の文書に、「薬剤師認定制度認証機構により認証された制度」であることを記述あるいはロゴマークにより明示することができる。
15. 認証された薬剤師認定制度の名称は本機構のホームページに公表する。
16. 認証の有効期限を過ぎても更新申請が行われない場合、および制度運営に関して、認証申請書記載内容と著しく差異の生じた場合、あるいは評価基準に著しく違反する事実が確認された場合には、認証を取消し、その旨を本機構のホームページに公表する。